

下水道使用料減量事務取扱規程

この規程は、千葉市下水道条例第15条第2項に基づく汚水排除量の認定等について定めるものとする。

1 減量の種類

(1) 製品含有

水、ビール等の飲料水、生コンクリート、食品等の含有水。

(2) 蒸発

冷却塔、ボイラー、製品製造過程等における蒸発水。

(3) その他

車両、船舶等への積載水（ただし公共下水道へ流れないもの）公共下水道以外への排除水、地下浸透水（散水等）など。

2 事務の流れ

(1) 減量申請の受付

「減量査定依頼書」に参考資料を添付させて受け付ける。同時に「査定整理簿」に必要事項を記入し「減量調査票」を作成する。

(2) 適格審査

次の要件を満たす場合は、適格とみなし申請を受理する。

ア 減量の対象は、公共下水道へ排除されない水とし、使用の様態が営業用であること。

イ 減量対象となる予定水量を試算し、使用水量と汚水排除量に著しい差があること。

ウ 前項の事実が計測器の設置等により明確かつ合理的な根拠をもって証しうること。

(3) 減量査定

新たに減量事務の対象となった使用者または変更の生じた使用者について調査し、その減量方式を決定する。

(4) 「汚水排除量の減量について」の通知

減量査定で決定した減量水の算出方法を使用者に通知する。なお、同時に汚水排除量の申告書の記入要領等の指導を行う。

(5) 減量適用開始日

査定日をもって減量適用開始日とする。

(6) 減量認定

使用者から各使用期間ごとに査定された算出方法に基づき申告があった場合、これを受理し、内容を審査して減量水量を認定する。

3 種類別減量査定方法

(1) 製品含有

製品含有の場合は、当該製品の含有水率に製造量を乗じて得た水量を減量する。

含有水率は、製品に含まれる水の割合を重さで表わしたものとし、この含有水率が実測できない場合は添付資料および「減量参考基準表」並びその他信頼できる数値とする。また重量で算出された含有水を容積へ換算する場合は水の密度を1として行う。

(2) 冷却塔

冷却塔の場合は申請者の負担において、その補給水系統および必要に応じて排水系統に量水器を設け、その指示水量の全てもしくは一部を減量する。

ア 合流区域

合流区域においては、ブロー水（掃除用等の換水）が公共下水道へ排除されるため、補給水量よりブロー水量を差し引いた水量を減量する。
(補給水等の取り扱い)

冷却塔内の循環水の濃度調整のために常に給水を行い、定量の循環水を交換する。この場合は下水道へ排除する水量を測定するため、量水器Bを設置させ、量水器Aの指示水量からBの指示水量を差し引いた水量を減量する。

イ 分流区域の場合

分流区域における量水器の設置は原則として合流区域と同様とする。ただしブロー水の排除先が雨水管の場合は排除する水量を測定する量水器は必要としない。

また、減量水の認定はブロー水の排除先により次のとおり定める。

(ア) 雨水管へ放流

補給水量全て減量する。

(イ) 汚水管へ放流

合流区域と同じ扱いとする。

(3) ボイラー

ボイラーにより生成した蒸気は、間接および直接熱源として利用される。間接熱源として利用された蒸気は、直接空気、水、製品等に触れることなく使用後トラップ等から排出される場合が多い。この場合、蒸気は大気中に放散するものと復水（以下、復水したものを「ドレン」という。）して下水道に流入するか、または再利用される。

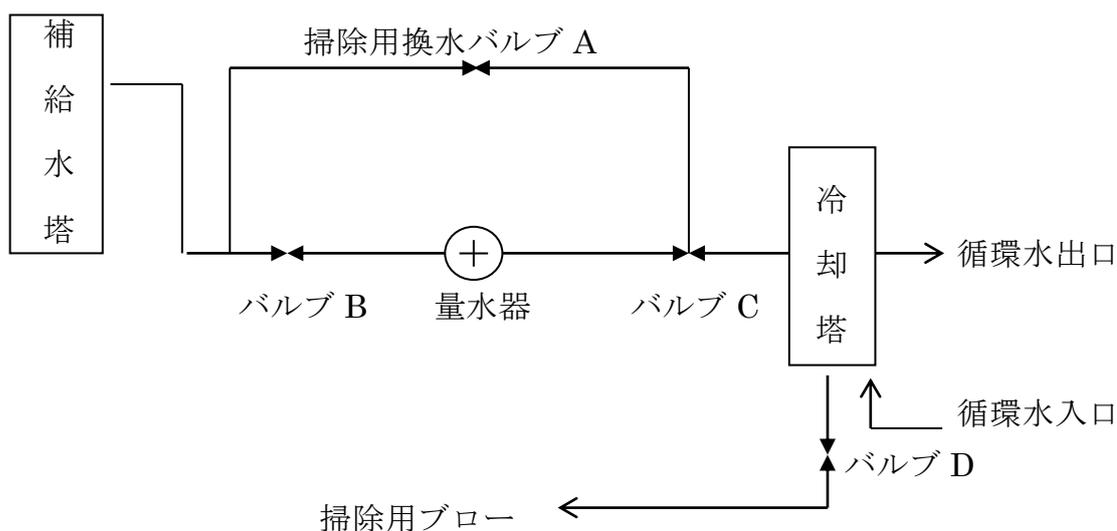
直接熱源としては、水に蒸気を吹き込み湯にする場合と半製品に蒸気を吹き込み製品にする場合とがある。

このようなボイラーの減量は、申請者の負担により量水器を設置させるか、設置できない場合は信頼できる資料を添付させ、下水道に流れない水量を減量する。

(4) その他

量水器による実測が可能な場合は、申請者の負担により設置させ、その指示水量の全てもしくは一部を、また実測できない場合は算出の基礎となる資料等による内容を審査して減量する。

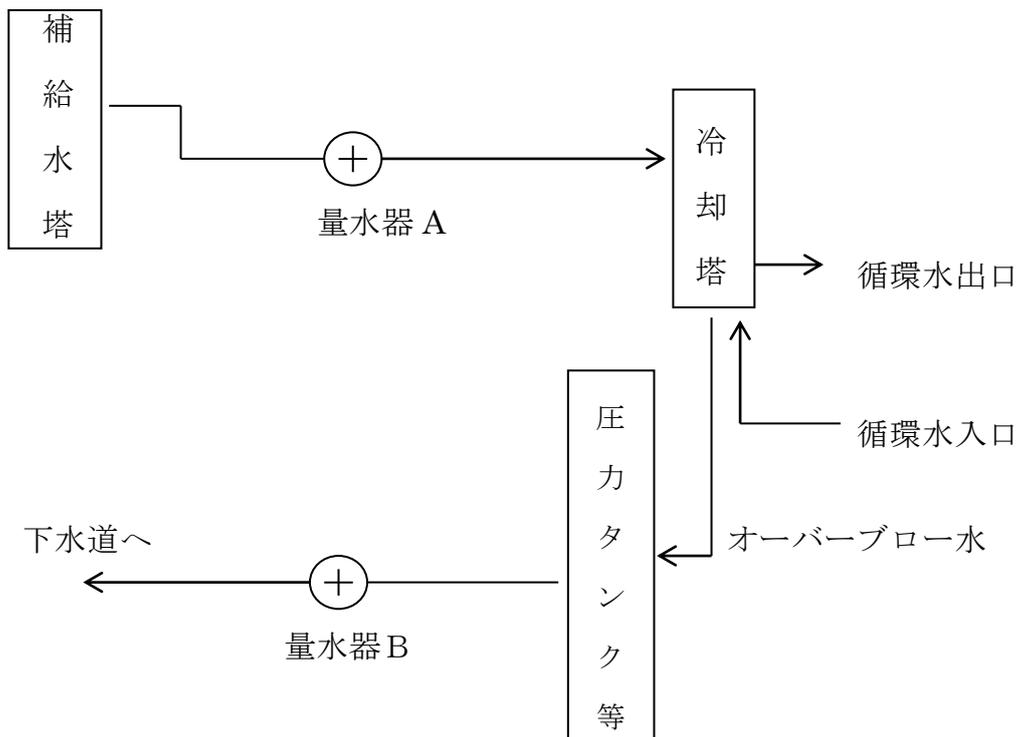
ア 連続排水（オーバーフロー）を行わない場合量水器等の設置は下図のように指導する。



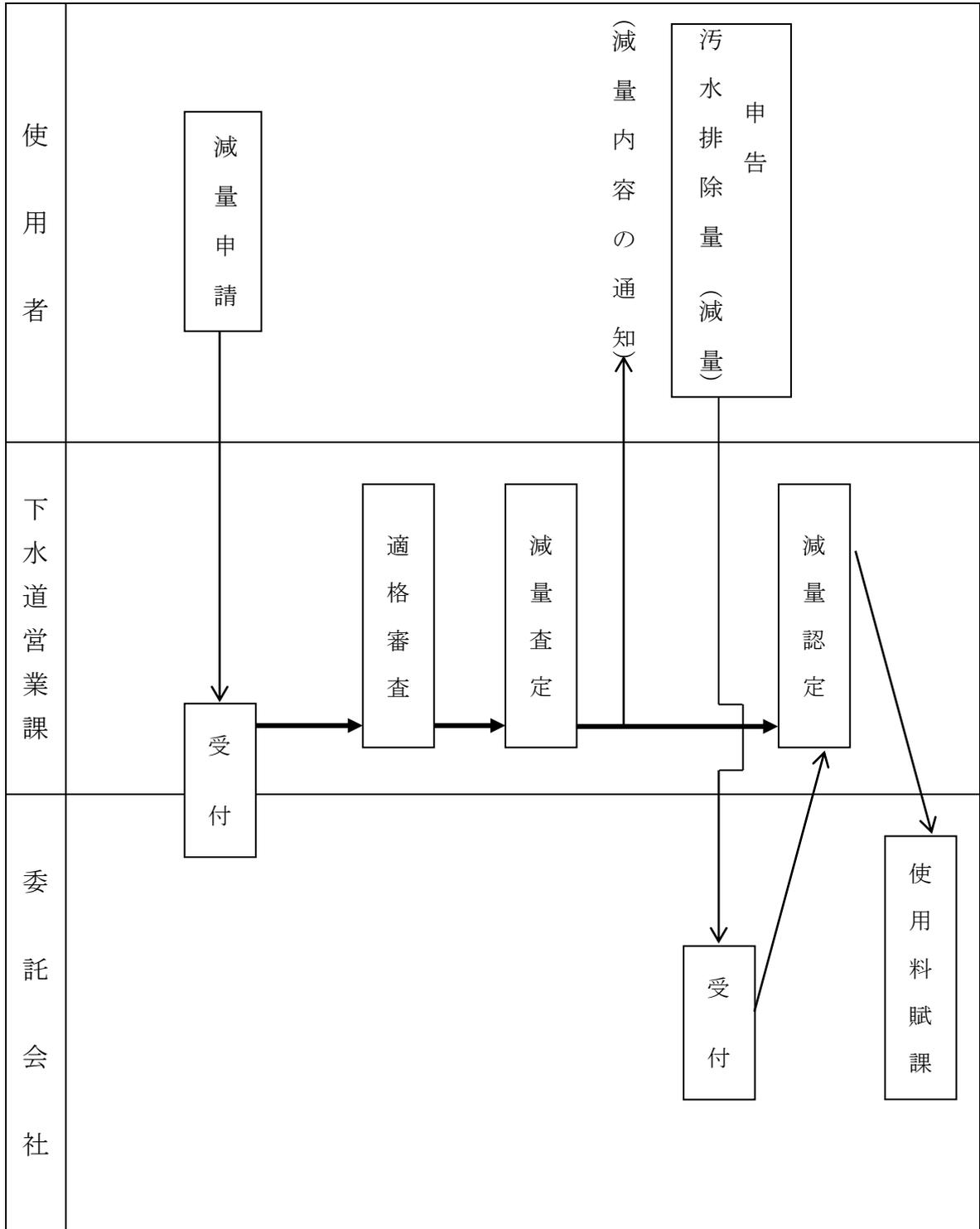
(補給水等の取り扱い)

冷却塔運転中はバルブ A を締めバルブ B およびバルブ C をあけ水を補給する。掃除用の換水を行う場合は、バルブ B およびバルブ C を締めバルブ A をあけ必要量を給水する。この場合ブロー水量が量水器に表示されないように注意する。

イ 連続排水（オーバーブロー）を行っている場合量水器等の設置は下図のように指導する。



(減量事務の流れ)



減量査定調査票

使用者名			
住所			
業種		担当者	
受付年月日		査定年月日	
査定項目			
使用水			
(査定内容)			使用者立合印

年 月 日

様

千葉市長

汚水排除量の減量について

先日、申請のありました汚水排除量の減量について下記のとおり決定しましたので通知します。

これに基づき、汚水排除量申告書を作成し提出して下さい。

(指示内容)

適用（開始・廃止）日・ 年 月 日

減量査定依頼書

年 月 日

千葉市長 様

住 所
氏 名 印
連絡先電子メールアドレス
_____ @ _____

下記の使用水のうち、公共下水道へ排除されない水量がありますので、減量査定願います。

記

- 1 使用場所 千葉市 区 町
- 2 使用水 水道（使用者番号 道順番号 ）
工業用水・井水・湧水・その他（ ）
- 3 減量事由 （*具体的に記入願います。）
- 4 別添資料
 - ① 使用場所案内図
 - ② 水の使用状況 （年間・月間）
 - ③ 使用水のフローチャート
 - ④ 減量予定水量
 - ⑤ 減量関係機器の仕様書等（カタログ） ・量水器等（写真・承認図）
- 5 連絡先 担当者氏名 電話番号

使 用 水 量 一 覧 表

使用水 年月	水道水	井水	工業用水	その他 ()	計
合 計					
1 か月平均					
減量水量	m ³ /月				
減量率	%				
備 考					

減量参考基準表

用途	基準	備考												
1 製品原料														
(1) 製氷	製造高 1 トンにつき 1.07 m ³ を減量する。	一般市販の氷は 1 トンを以って単位とし、製造の際は溶解分を見込み、概ね 1.07 トンを製造する。												
(2) 醤油	製造高の 68% を減量する。	純エキス分 11%、食塩 17% とする。 (濃口)												
(3) 清酒	製造高の 83% を減量する。	アルコール分 15% 以上、純エキス分 5% とみなす。 (参考)												
(4) 合成清酒	製造高の 82% を減量する。	酒粕含有水率 51.1%、日本食品標準成分表（文部科学省編）による。 アルコール分 15%、純エキス分 4% とみなす。												
(5) 焼酎及び人口雑種	右表の含有水率により減量する。	エキス分は微量のため考慮しない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>酒精度</th> <th>含有水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	酒精度	含有水	14	85%	16	83%	30	68%	35	62%	40	57%
酒精度	含有水													
14	85%													
16	83%													
30	68%													
35	62%													
40	57%													
(6) 甘酒	製造高の 80% を減量する。	日本食品標準成分表（文部科学省編）の含有水率による（アルコール分を含まない甘酒）。												
(7) 白酒	製造高の 45% を減量する。	アルコール分 8.5 度、エキス分 43% とみなす。												

用途	基準	備考
(8) 人口甘味葡萄酒及び果実酒	製造高の80%を減量する。	<p style="text-align: right;">アルコール分 エキス分</p> <p>人口甘味葡萄酒 10度 10%</p> <p>人口甘味果実酒(上)15% 16%</p> <p>人口甘味果実酒(並)10% 10%</p>
(9) し好飲料水 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> 人口甘味 シロップ コーヒー 紅茶 </div>	製造高65%を減量する。	<p>ボーマ比重度 26 度品を基準とする。</p> <p>参考(ボーマ比重度 26 度品の製造方式「標準」)</p> <p>砂糖 3.75Kg+香料若干+水 6=製品 9.2Kg (シロップ)</p>
(10) 清涼飲料水	製造高の90%を減量する。	主成分は炭酸ガスと水を圧縮したもので、エキス分は微量のため考慮しない。
(11) ビール	製造高の92%を減量する。	アルコール分4%、エキス分4%、純水分92%とする。
(12) インク	製造高の92%を減量する。	<p>製品含有水量に製造中における煮沸蒸発水を加える。</p> <p>1 成分 水分85%、その他15%</p> <p>2 煮沸による蒸発量~製品に対する10%とする。(タンニン原液製造工程によるもの)</p>
(13) ソース	製造高の61%を減量する。	日本食品標準成分表(文部科学省編)含有水率による。
(14) 食酢	製造高の92%を減量する。	日本食品標準成分表(文部科学省編)含有水率による。

用途	基準	備考												
<p>(15) 豆腐</p> <p>(16) 化学薬品</p>	<p>製造高の 88% を減量する。</p> <p>製造高 × 含有水率により減量する。</p>	<p>日本食品標準成分表（文部科学省編）含有水率による。</p> <p>1 溶液科学薬品含有水率</p> $100 - \left[\frac{\text{溶質}}{\text{溶媒} + \text{溶質}} \times 100 \right] = \text{溶液含有水率}$ <p>（例）15%塩水溶液の含有水率</p> $100 - \left[\frac{15}{85g + 15g} \times 100 \right] = 85\%$ <p>2 結晶科学薬品含有水率</p> $\frac{\text{水の分子量}}{\text{総分子量}} \times 100 = \text{結晶含有水率}$ <p>（例）CuSO₄ · 5H₂O = 結晶含有水率</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>原子量</td> <td>Cu（銅）</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S（硫黄）</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>O（酸素）</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H（水素）</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>総分子量 = 63.5 + 32.1 + (16 × 4) + [(1 × 2) + 16] × 5 = 249.6</p> <p>水の分子量 = [(1 × 2) + 16] × 5 = 90</p> $\frac{90}{249.6} \times 100 = 36\%$	原子量	Cu（銅）	63.5		S（硫黄）	32.1		O（酸素）	16		H（水素）	1
原子量	Cu（銅）	63.5												
	S（硫黄）	32.1												
	O（酸素）	16												
	H（水素）	1												

附 則

この規程は、昭和59年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による施行前の様式による用紙は、この規程の施行後も、なお当分の間使用することができる。